

新宮市の給与・定員管理等について

1 総括

(1) 人件費の状況（普通会計決算）

区分	住民基本台帳人口 (16年度末)	歳出額 A	実質収支	人件費 B	人件費率 B / A	(参考)
旧新宮市	32,251	12,140,429	337,136	2,801,797	23.1	-
旧熊野川町	2,081	3,143,026	36,653	495,936	15.8	

(2) 職員給与費の状況（普通会計予算 平成17年10月1日～平成18年3月31日）

区分	職員数(人) A	給与費(千円)				一人当たり給与費(千円) B / A
		給料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B	
17年度	347	749,425	152,590	327,731	1,229,746	3,544

- (注) 1 職員手当には退職手当を含まない。
2 給与費は当初予算に計上された額である。

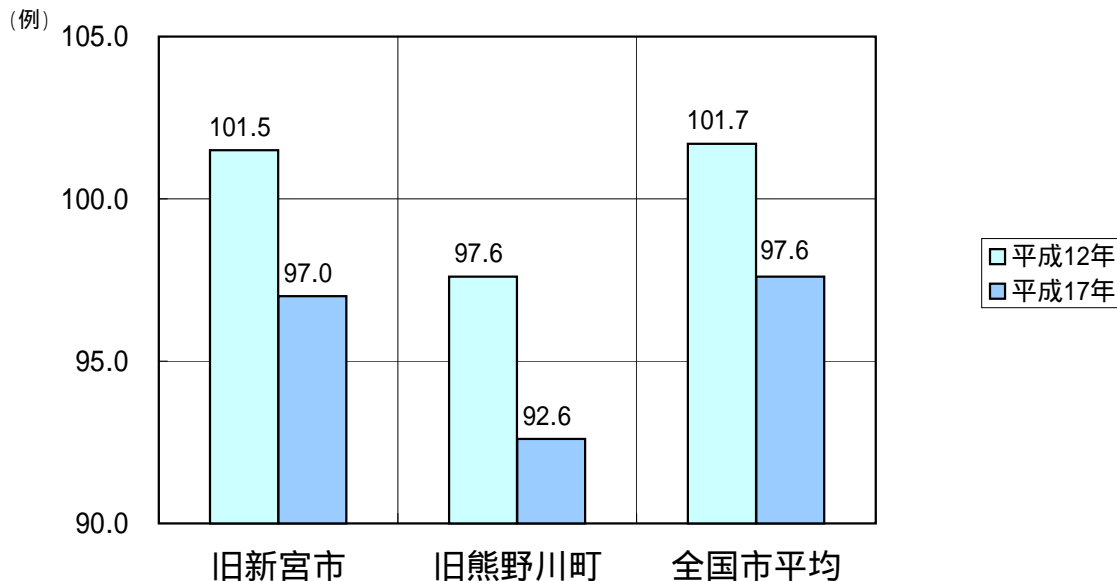
(3) 特記事項

平成17年10月1日に旧新宮市と旧熊野川町が合併して”新”新宮市となりました。
予算については半年分の計上であり、決算(実績部分)については参考として旧市町分をそれぞれ掲載しております。
また、6. 職員数の状況については旧新宮市と旧熊野川町の数値を合算したものを記載しています。

給与抑制措置としましては下記の減額を行っています。

- ・ 三役・教育長の給料月額引き下げ(市長 125,000円、助役 66,000円、収入役・教育長 48,000円)
- ・ 三役・教育長の退職手当率引き下げ(市長 50/100 35/100、助役 35/100 28/100、収入役・教育長 25/100 21/100)
- ・ 部長級職員の給料を3%カット
- ・ 部長級・課長級職員の管理職手当20%カット

(4) ラスパイレス指数の状況（各年4月1日現在）



- (注) 1 ラスパイレス指数とは、国家公務員の給与水準を100とした場合の地方公務員の給与水準を示す指数である。
2 類似団体平均とは、人口規模、産業構造が類似している団体のラスパイレス指数を単純平均したものである。

2 職員の平均給与月額、初任給等の状況

(1) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況（新宮市の値は平成17年10月1日現在）

一般行政職

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額
新宮市	44.4 歳	356,538 円	421,385 円
			394,093 円
国	40.3 歳	329,728 円	382,092 円
全国市平均	43.9 歳	345,450 円	395,038 円
			377,208 円

技能労務職

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額
新宮市	55.6 歳	402,733 円	455,099 円
			421,505 円
うち清掃職員	58.11 歳	416,700 円	475,158 円
			434,536 円
国	48.1 歳	285,008 円	316,350 円
類似団体	47.5 歳	287,584 円	319,752 円
			305,080 円
民間事業者平均	52.4 歳	-	345,412 円

税務職

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額
新宮市	42.1 歳	339,886 円	387,774 円
			379,564 円
国	41.8 歳	389,351 円	448,107 円
類似団体	40.3 歳	314,855 円	376,175 円
			341,546 円

医師職

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額
新宮市	40.1 歳	502,579 円	1,049,125 円
			593,064 円
国	45.6 歳	483,336 円	699,280 円
類似団体	40.6 歳	536,377 円	1,043,260 円
			659,346 円

医療技術職

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額
新宮市	38.7 歳	295,264 円	372,659 円
			320,079 円
国	42.2 歳	324,883 円	369,466 円
類似団体	- 歳	- 円	- 円
			- 円

看護・保健職

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額
新宮市	36.1 歳	287,726 円	362,845 円
			305,212 円
国	37.5 歳	295,007 円	326,134 円
類似団体	38.2 歳	300,022 円	370,891 円
			316,304 円

福祉職

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額
新宮市	44.7 歳	351,284 円	385,155 円
			362,554 円
国	40.3 歳	334,791 円	377,228 円
類似団体	42.7 歳	321,105 円	346,565 円
			330,004 円

消防職

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額
新宮市	42.2 歳	356,816 円	442,019 円
			393,672 円
国	- 歳	- 円	- 円
類似団体	41.6 歳	328,477 円	388,046 円
			355,915 円

教育職

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額
新宮市	49.8 歳	391,193 円	421,924 円
			407,552 円
国	- 歳	- 円	- 円
類似団体	47.9 歳	374,716 円	402,449 円
			395,589 円

- (注) 1 「平均給料月額」とは、平成17年4月1日現在における各職種ごとの職員の基本給の平均である。(ただし新宮市は平成17年10月1日現在)
- 2 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、調整手当、住居手当、時間外勤務手当などの諸手当の額を合計したものである。このうち、上段はこれら全ての諸手当込みのものであり、地方公務員給与実態調査において明らかにされているものである。また、下段は国家公務員の平均給与月額には時間外勤務手当、特殊勤務手当等の手当が含まれていないことから、比較のため国家公務員と同じベースで再計算したものである。

(2) 職員の初任給の状況(平成17年10月1日現在)

区分	新宮市		国		
	初任給	2年後の給料	初任給	2年後の給料	
一般行政職	大学卒	170,700 円	184,400 円	170,700 円	184,400 円
	高校卒	138,800 円	148,500 円	138,800 円	148,500 円
技能労務職	高校卒	138,800 円	148,500 円	-	-
	中学卒	129,000 円	134,400 円	-	-
税務職	大学卒	170,700 円	184,400 円	-	-
	高校卒	138,800 円	148,500 円	-	-
医師職	大学卒	235,900 円	323,100 円	-	-
	高校卒	- 円	- 円	-	-
医療技術職	大学卒	176,600 円	189,400 円	-	-
	短大卒	151,300 円	173,100 円	-	-
看護・保健職	看護学校卒	178,900 円	202,300 円	-	-
	准看護学卒	152,000 円	163,400 円	-	-
福祉職	短大卒	148,500 円	166,500 円	-	-
	高校卒	138,800 円	148,500 円	-	-
消防職	大学卒	195,600 円	210,300 円	-	-
	高校卒	156,700 円	170,400 円	-	-
教育職	大学卒	170,700 円	184,400 円	-	-
	短大卒	148,500 円	166,500 円	-	-

(3) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額状況（平成17年10月1日現在）

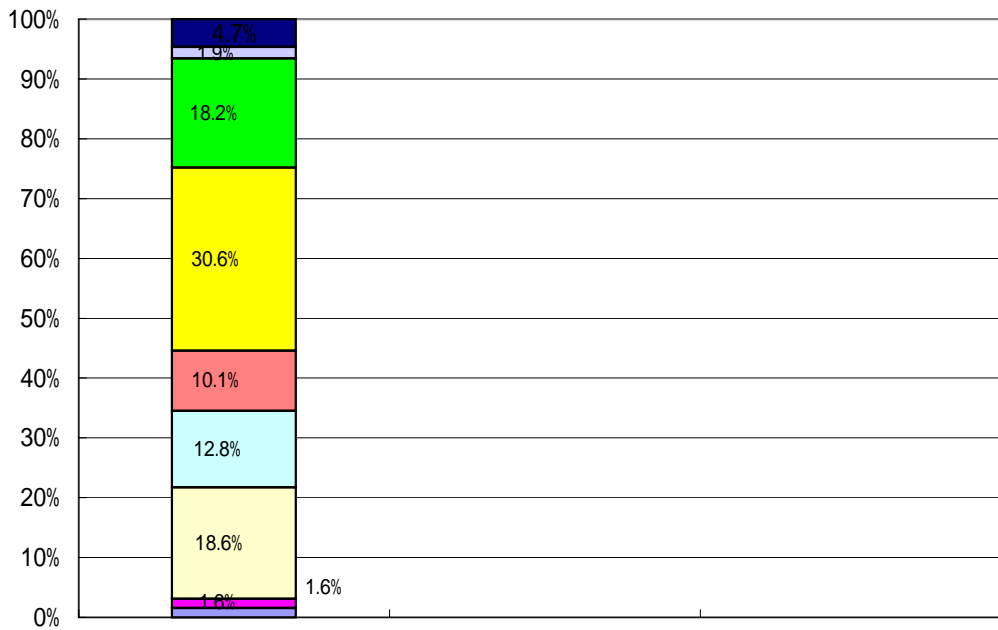
区 分		経験年数10年	経験年数15年	経験年数20年
一般行政職	大学卒	266,400 円	322,400 円	357,300 円
	高校卒	242,800 円	271,400 円	322,400 円
技能労務職	高校卒	242,800 円	271,400 円	322,400 円
	中学卒	205,800 円	255,400 円	301,300 円
税 務 職	大学卒	266,400 円	322,400 円	357,300 円
	高校卒	242,800 円	271,400 円	322,400 円
医 師 職	大学卒	422,200 円	490,100 円	544,300 円
	高校卒	- 円	- 円	- 円
医療技術職	大学卒	267,100 円	323,100 円	360,000 円
	短大卒	256,200 円	301,100 円	335,500 円
看護・保健職	看護学校卒	294,300 円	335,800 円	378,400 円
	准看護学卒	264,600 円	301,900 円	341,700 円
福 祉 職	短大卒	255,400 円	301,300 円	334,000 円
	高校卒	242,800 円	271,400 円	322,400 円
消 防 職	大学卒	307,300 円	345,800 円	389,000 円
	高校卒	268,500 円	307,300 円	345,800 円
教 育 職	大学卒	266,400 円	322,400 円	357,300 円
	短大卒	255,400 円	301,300 円	334,000 円

3 一般行政職の級別職員数等の状況

(1) 一般行政職の級別職員数の状況（平成17年10月1日現在）

区 分	標準的な職務内容	職員数	構成比
9 級	部長	12人	4.65%
8 級	部長	5人	1.94%
7 級	課長	47人	18.22%
6 級	課長・課長補佐・係長	79人	30.62%
5 級	課長補佐・係長・主事	26人	10.08%
4 級	課長補佐・係長・主事	33人	12.79%
3 級	係長・主事・事務職員	48人	18.60%
2 級	主事・事務職員	4人	1.55%
1 級	事務職員	4人	1.55%

- (注) 1 新宮市の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数である。
 2 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務である。



平成17年の構成比

(2) 昇給期間短縮の状況

区 分		全 職 種
17年度	職 員 数 A	346人
	普通昇給期間(12~24月)を短縮して昇給した職員数 B	8人
	比 率 B / A	2.31%
16年度	職 員 数 A	353人
	普通昇給期間(12~24月)を短縮して昇給した職員数 B	36人
	比 率 B / A	10.20%

4 職員の手当の状況

各手当の実績は平成16年度一般会計決算額による。

(1) 期末手当・勤勉手当

新 宮 市		国	
1人当たり平均支給額(16年度) 旧新宮市 1,810、旧熊野川町 1,591 千円		-	
(17年度支給割合)		(17年度支給割合)	
期末手当 3.0 月分	勤勉手当 1.45 月分	期末手当 3.0 月分	勤勉手当 1.45 月分
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置		(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置	

(2) 退職手当（平成17年10月1日現在）

新 宮 市			国		
(支給率)	自己都合	勤奨・定年	(支給率)	自己都合	勤奨・定年
勤続20年	21.00 月分	27.30 月分	勤続20年	21.00 月分	27.30 月分
勤続25年	33.75 月分	42.12 月分	勤続25年	33.75 月分	42.12 月分
勤続35年	47.50 月分	59.28 月分	勤続35年	47.50 月分	59.28 月分
最高限度額	59.28 月分	59.28 月分	最高限度額	59.28 月分	59.28 月分
その他の加算措置 定年前早期退職特例措置(2%～20%加算)			その他の加算措置 定年前早期退職特例措置(2%～20%加算)		
1人当たり平均支給額 (旧新宮市平成16年度)			1人当たり平均支給額 (旧新宮市平成16年度)		
289 千円 24,685 千円					

(注) 退職手当の1人当たり平均支給額は、前年度に退職した全職種に係る職員に支給された平均額である。

(3) 調整手当（平成17年10月1日現在）

支給実績(16年度決算)		旧新宮市	40,427 千円	旧熊野川町	5,212 千円
支給職員1人当たり平均支給年額(16年度決算)		旧新宮市	135 千円	旧熊野川町	101 千円
支給対象地域	支給率	支給対象職員数		国の制度(支給率)	
新宮市	2.5 %	347 人		0 %	

(4) 特殊勤務手当（17年10月1日現在）

支給実績(16年度決算)		旧新宮市	3,321 千円	旧熊野川町	4,395 千円
支給職員1人当たり平均支給年額(16年度決算)		旧新宮市	40 千円	旧熊野川町	628 千円
職員全体に占める手当支給職員の割合(16年度)		旧新宮市	28.1 %	旧熊野川町	13.5 %
手当の種類(手当数)		9			
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務		左記職員に対する支給単価	
保健指導従事手当	保健師	保健指導従事手当は、職員(保健師)が感染症患者の家庭を訪問し、保健指導に従事したときに支給する。		月額 1,200円	
救急出動手当	消防職員	救急出動手当は、消防署に勤務する職員にして、救急活動に従事した職員に支給する。		1件 100円、夜間1件 150円	
清掃業務従事手当	清掃職員	清掃業務従事手当は、清掃業務に従事する職員にして出勤の日に5時間以上現業に従事した職員に支給する。		日額 450円	
徴税手当	従事した職員	徴税手当は、職員が市税の徴収及び滞納処分に従事したときに支給する。		1件 10円(当該年度)	
福祉事務所勤務手当	社会福祉事業法第14条に定める指導監督及び現業に従事する職員	福祉事務所勤務手当は、福祉事務所に勤務する職員にして現業に従事した職員に支給する。		月額 5,000円	
保育所勤務手当	市立保育所勤務職員	保育所勤務手当は、市立保育所に勤務する職員に支給する。		月額 4,000円	
住宅使用料徴収手当	従事した職員	住宅使用料徴収手当は、職員が市営住宅使用料の徴収に従事したときに支給する。		月額 2,500円	
税務事務従事手当	従事した職員	税務事務従事手当は、市税事務に従事する職員が、庁舎外において市税の賦課のため調査し、又は徴収及び滞納処分に従事(月の内15日に満たないときは、その手当の2分の1)したときに支給する。		月額 1,500円	
設計監督従事手当	従事した技術職員	設計監督従事手当は、工事の設計監督を行う課に勤務する技術職員で、これらの業務に常時従事(月の内15日に満たないときは、その手当の2分の1)したときに支給する。		月額 3,500円	

(5) 時間外勤務手当 (16年度決算)

旧新宮市	支給実績	54,383	千円
	支給職員1人当たり平均支給年額	229	千円
旧熊野川町	支給実績	13,321	千円
	支給職員1人当たり平均支給年額	310	千円

(6) その他の手当 (平成17年10月1日現在)

手 当 名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績		支給職員1人当たり平均支給年額	
				(16年度旧新宮市決算) (16年度旧熊野川町決算)		(16年度旧新宮市決算)	(16年度旧熊野川町決算)
扶養手当	扶養親族のある職員に支給 ・配偶者 13,000円 ・配偶者以外の扶養親族2人目まで 6,000円 3人目以降 5,000円 ただし扶養親族でない配偶者がある場合の一人目は6,500円、配偶者が不在の場合の一人目は11,000円 ・満16歳の年度当初から満22歳の年度末までの子には5,000円の加算 ・借家の場合 月額12,000円を超える家賃を負担している職員に対して家賃額に応じて支給する。 最高 27,000円 ・持家の場合 新築・購入の日から5年以内 3,500円 5年を超える場合 1,000円	同じ	-	50,973 10,949	千円	251 267	千円
住居手当	・借家の場合 月額12,000円を超える家賃を負担している職員に対して家賃額に応じて支給する。 最高 27,000円 ・持家の場合 新築・購入の日から5年以内 3,500円 5年を超える場合 1,000円	異なる (持家の場合)	国は持家新築・購入から5年間に限り2,500円	13,793 2,956	千円	65 80	千円
通勤手当	通勤距離が片道2km以上である職員に支給 ・交通機関等利用者 運賃相当額(最高55,000円) ・自動車等使用者 通勤距離に応じた月額(3,900円～24,500円)を支給	異なる (20km未満)	自動車等使用者 通勤距離に応じた月額(2,000円～24,500円)を支給	10,565 4,371	千円	78 175	千円
管理職手当	管理又は監督の地位にある職員に支給 ・部長級職員 給料月額12% ・課長級職員 給料月額10%	-	-	32,439 3,739	千円	499 415	千円

超過勤務手当	<p>正規の勤務時間を超えて勤務した職員に支給</p> <p>勤務1時間あたりの給与額 × 支給割合 × 超過勤務時間数</p> <p>勤務1時間あたりの給与額(以下、休日給及び夜勤手当について同じ) ((給料月額+給料月額に対する調整手当の月額) × 12) ÷ (1週間当たりの勤務時間 × 52)</p> <p>支給割合 正規の勤務時間が割り振られた日 125/100 勤務を要しない日 135/100</p> <p>超過勤務が22時から翌日の5時までの間に行われた場合の支給割合は25/100を加えた割合</p>	同じ		54,383 13,321	千円	229 310	千円
休日給	<p>祝日法による休日等に勤務した職員に支給</p> <p>勤務1時間あたりの給与額 × 135/100 × 勤務時間数</p>	同じ		8,379 0	千円	35 0	千円
夜勤手当	<p>正規の勤務時間として深夜に勤務した職員に支給</p> <p>勤務1時間あたりの給与額 × 25/100 × 勤務時間数</p>	同じ		2,861 0	千円	68 0	千円

5 特別職の報酬等の状況(平成17年10月1日現在)

区 分		給料月額等	
給料	市長	656,000 円	(参考)類似団体における最高/最低額 965,000 円 / 656,000 円
	助 役	594,000 円	800,000 円 / 576,000 円
	収入役	546,000 円	685,000 円 / 531,000 円
報酬	議 長	407,000 円	524,000 円 / 310,000 円
	副議長	374,000 円	448,000 円 / 245,000 円
	議 員	旧新宮市議員 352,000 円 旧熊野川町議員 180,000 円	404,000 円 / 247,500 円
期末手当	市長 助 役 収入役	(17年度支給割合) 3.35	月分 加算40%
	議長 副議長 議員	(17年度支給割合) 4.45	月分 加算15%
退職手当	市長	(算定方式) 給料月額 × 35/100 × 在職月数	(支給時期) 任期ごと
	助 役	給料月額 × 28/100 × 在職月数	任期ごと
	収入役	給料月額 × 21/100 × 在職月数	任期ごと

6 職員数の状況

(1) 部門別職員数の状況と主な増減理由

(旧市町の合算した数値です)

(各年4月1日現在)

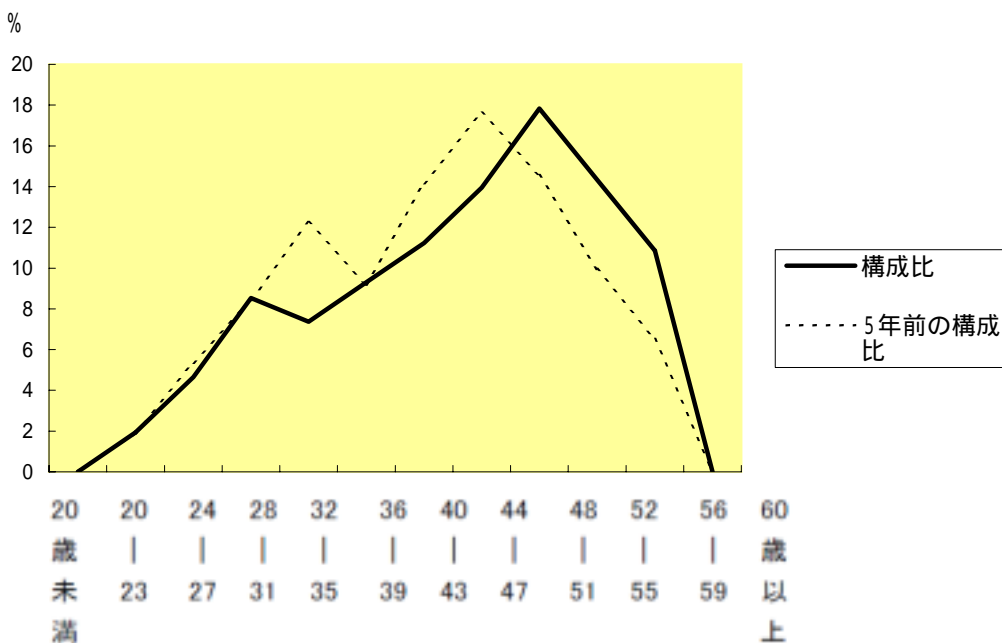
区 分 部 門		職 員 数		対前年 増減数	主な増減理由
		平成16年	平成17年		
一 般 行 政 部 門	議 会	6	6		
	総 務	87	83	4	組織の統合、退職者の不補充による減
	税 務	19	19		
	労 働				
	農林水産	17	16	1	退職者の不補充
	商 工	15	15		
	土 木	29	28	1	退職者の不補充
	民 生	64	64		
衛 生	25	26	1		
	小 計	252	257	5	
特 別 行 政	教 育	45	46	1	
	消 防	48	48		
	小 計	93	94	1	
公 営 企 業 計 等 部 門	病 院	279	276	3	
	水 道	13	12	1	退職者の不補充
	交 通				
	その他	20	19	1	退職者の不補充
	小 計	312	307	5	
合 計		667 [751]	658 [751]	9 [0]	

(注) 1 職員数は一般職に属する職員数である。

2 []内は、条例定数の合計である。

(2) 年齢別職員構成の状況(平成17年10月1日現在)

(例)



区 分	20歳 未満	20歳 23歳	24歳 27歳	28歳 31歳	32歳 35歳	36歳 39歳	40歳 43歳	44歳 47歳	48歳 51歳	52歳 55歳	56歳 59歳	60歳 以上	計
一般行政職 職員数	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人
		5	12	22	19	24	29	36	46	37	28		258

(3) 定員適正化計画の数値目標及び進捗状況

定員適正化目標（数・率）

計画期間		数値目標
始期	終期	
平成8年4月1日	平成22年3月31日	625

平成22年4月1日現在における定員の数値目標

平成17年10月の市町合併を踏まえ、退職による純減・採用の抑制に努めてきたところであるが、今後は、より一層合併の効果を引き出すよう、行政改革の観点も加味し、事務事業に応じた職員配置を推進する。

なお、退職による自然減に対し、行政機能や市民サービスが低下しないように、計画的かつ最小限な職員採用を行い、合併時人員(659名)の5%削減(33名)を数値目標とする。

定員適正化計画の年次別進捗状況（実績）の概要

(各年4月1日現在)

部 門	区 分	平成8年	15年	16年	17年	平成9年～17年	(参考)
		計画前年	7年目	8年目	9年目	計	数値目標
一般行政	減員		8	21	11	141	
	増員		8	12	6	106	
	差引			-9	-5	-35	
	職員数	292	272	262	257		222

(注) 1 計画期間は、平成9年～平成22年の13年間である。

2 (%) 内の数値は、数値目標に対する進捗率を示す。

(参考)

(各年4月1日現在)

部 門	区 分	平成8年	15年	16年	17年	平成9年～17年	(参考)
		計画前年	7年目	8年目	9年目	計	数値目標
特別行政	減員		1	1	1	26	
	増員		2		2	26	
	差引		1	-1	1	0	
	職員数	94	94	93	94		97
公営企業 等 会 計	減員		30	19	18	194	
	増員		41	23	13	254	
	差引		11	4	-5	60	
	職員数	247	307	312	307		306
計	減員		39	41	30	361	
	増員		51	35	21	386	
	差引		12	-6	-9	25	
	職員数	633	673	667	658		625

7 公営企業職員の状況

(1) 水道事業

職員給与費の状況

ア 決算

区分	総費用 A	純損益又は実 質収支	職員給与費 B	総費用に占める 職員給与費比率 B / A	(参考) 15年度の総費用に占 める職員給与費比率
16年度	千円 554,234	千円 113,870	千円 88,279	% 15.9	% 17.9

イ 予算

区分	職員数 A	給 与 費				一人当たり給与費 B / A
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B	
17年度	11	48,424	8,835	20,647	77,906	7,082

- (注) 1 職員手当には退職手当を含まない。
2 給与費は当初予算に計上された額である。

ウ 特記事項

給与抑制措置として、水道事業所長の給料を3%引下げ、水道事業所長及び課長級職員の管理職手当を2.0%引下げています。

職員の基本給、平均月収額及び平均年齢の状況(平成17年10月1日現在)

区 分	平均年齢	基本給	平均月収額
新 宮 市	46.5 歳	358,580 円	404,394 円
団 体 平 均	歳	円	円
事 業 者	歳	円	円

(注) 平均月収額には、期末・勤勉手当等を含む。

職員の手当の状況

ア 期末手当・勤勉手当

新 宮 市		新宮市(一般行政職)	
1人当たり平均支給額(16年度)		1人当たり平均支給額(16年度)	
1,853 千円		1,810 千円	
(17年度支給割合)		(17年度支給割合)	
期末手当	勤勉手当	期末手当	勤勉手当
3.0 月分	1.45 月分	3.0 月分	1.45 月分
(加算措置の状況)		(加算措置の状況)	
職制上の段階、職務の級等による加算措置		職制上の段階、職務の級等による加算措置	

イ 退職手当（平成17年4月1日現在）

新 宮 市			新宮市（一般行政職）		
（支給率）	自己都合	勤奨・定年	（支給率）	自己都合	勤奨・定年
勤続20年	21.00 月分	27.30 月分	勤続20年	21.00 月分	27.30 月分
勤続25年	33.75 月分	42.12 月分	勤続25年	33.75 月分	42.12 月分
勤続35年	47.50 月分	59.28 月分	勤続35年	47.50 月分	59.28 月分
最高限度額	59.28 月分	59.28 月分	最高限度額	59.28 月分	59.28 月分
その他の加算措置			その他の加算措置		
定年前早期退職特例措置（2%～20%加算）			定年前早期退職特例措置（2%～20%加算）		
1人当たり平均支給額	- 千円	- 千円	1人当たり平均支給額	289 千円	24,685 千円

（注）退職手当の1人当たり平均支給額は、前年度に退職した全職種に係る職員に支給された平均額である。

ウ 調整手当（平成17年4月1日現在）

支給実績（16年度決算）		1,507 千円	
支給職員1人当たり平均支給年額（16年度決算）		137,003 円	
支給対象地域	支給率	支給対象職員数	一般行政職の制度（支給率）
新宮市	2.5 %	11 人	2.5 %

エ 特殊勤務手当（平成17年4月1日現在）

支給実績（16年度決算）		165 千円	
支給職員1人当たり平均支給年額（16年度決算）		41,125 円	
職員全体に占める手当支給職員の割合（16年度）		36.4 %	
手当の種類（手当数）		1	
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	左記職員に対する支給単価
設計監督従事手当	従事した職員	設計監督従事手当は、工事の設計監督を行う課に勤務する技術職員で、これらの業務に常時従事したときに支給する。	月額 3,500円

オ 時間外勤務手当

支給実績（15年度決算）		1,520 千円
支給職員1人当たり平均支給年額（15年度決算）		169 千円
支給実績（16年度決算）		1,153 千円
支給職員1人当たり平均支給年額（16年度決算）		144 千円

（注）時間外勤務手当には、休日勤務手当を含む。

カ その他の手当（平成17年4月1日現在）

手 当 名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績 (16年度決算)	支給職員1人当たり 平均支給年額 (16年度決算)
扶養手当	・配偶者 13,000円 ・配偶者以外の扶養親族 2人目まで 6,000円 3人目以降 5,000円 ただし扶養親族でない 配偶者がある場合の一人 目は6,500円、配偶者が ない場合の一人目は 11,000円 ・満16歳の年度当初から 満22歳の年度末までの 子には5,000円の加算	同じ	-	2,399 千円	239,900 円
住居手当	借家の場合 月額12,000円を超える家 賃を負担している職員に 対して家賃額に応じて支 給する。 最高 27,000円 持家の場合 新築・購入の日から 5年以内 月額3,500 円 5年を超える場合 月額 1,000円	異なる (持家の場 合)	国 持家 5年未満 2500円 5年以上 手当なし	450 千円	50,000 円
通勤手当	・交通機関利用者 全額支給(上限55,000 円) ・自動車等使用者 使用距離に応じて 3,900円～24,500円を 支給	異なる (自動車等 使用20km 未満)	自動車等 使用者 2,000円～ 24,500円	454 千円	90,746 円
管理職手当	水道事業所長 給料月額の12% 業務課長・工務課長 給料月額の10%	-	-	1,606 千円	535,320 円

定員適正化計画の数値目標及び進捗状況

ア 定員適正化目標（数・率）

計画期間		数値目標
始期	終期	
平成8年4月1日	平成18年4月1日	行革元年から10年後、17名を11名(6名減員)にする目標を掲げる

イ 平成22年4月1日現在における定員の数値目標

積極的な業務委託の推進等により、平成17年4月1日において早くも目標から1名多い7名の減員を達成しています。現在、この職員数は水道災害等における危機管理上の対応から限界ではないかと判断しており、平成22年の目標としては、水道施設整備計画(平成26年度完了)の最終段階に入る関係からも、現行の職員数を維持したいと考えており、整備計画の完了に向け次の定員計画を模索することとしています。

ウ 定員適正化計画の年次別進捗状況（実績）の概要

部門	区分	平成8年	15年	16年	17年	平成9年～17年	(参考) 数値目標
		計画前年	7年目	8年目	9年目	計	
水道事業	減員		1	1	1	9	
	増員					2	
	差引		-1	-1	-1	-7	
	職員数	17	12	11	10		